

## 7月の税務カレンダー

- ☆所得税予定納税額の減額申請・・・7/17
- ☆所得税の予定納税額の納付(第1期分)
- ☆固定資産税の第2期分の納付
- ☆6月分源泉所得税住民税の納税(納期の特例適用者は1月～6月分)・・・7/10
- ☆平成30年5月決算法人の確定申告
- ☆11月決算法人の中間申告(法人・消費)



## 【税務耳より情報】

○平成30年度の税制改正においては、事業承継税制が抜本的に拡充されたほか、新規設備投資の固定資産税が3年間最大ゼロとなる特例が創設されるなど、中小企業の企業活動を支援する税制が措置されました。

7月27日金曜日には、「事業承継」を中心としたセミナーを開催します。制度の概要や適用要件等について、お客様に分かりやすく担当者が説明いたします。また8月以降も同様のセミナーを開催していきます。

ご興味等ある方は、お気軽に担当者にお声かけください。

## 《ちょっとランチタイム》

今回は、深谷市にある「黒んぼ食堂」さんです。住所は、深谷市宿根 525-1 電話番号 048-571-0173 です。移転して店舗も新しくなって木の香りがする素敵な建物です。看板にある通りカレーとオムライスの専門店です。写真は、ふわふわ卵のオムライス。カレーもとっても美味しいと評判のお店です。家族経営のアットホームな雰囲気です。手作りデザートも美味しいので、是非試してみてください。



## 《社労士法人よりお知らせ》

### 社会保険算定基礎届の提出は7月10日まで

毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」の提出をします。この「算定基礎届」には何月分ではなく、4月～6月に支払われた金額を記入します。決定された標準報酬月額は、原則1年間(9月～翌年8月まで)各月に適用され、納める保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となります。

提出期間は平成30年7月2日～7月10日までです。用紙は複写でないため、コピーをしてから提出することをお勧めします。なお、提出代行も可能ですので、依頼される場合は会計担当者へお申し出ください。

### 報酬額改定は、社会保険の届出が必要な場合があります

毎年、算定基礎届の作成を行っている、昇(降)給など固定的賃金の変動にともなって、報酬額(給与)が大幅に変わった方が見受けられます。この場合、変動月から3ヶ月(各月17日以上の支払基礎日数の条件有り)に支払われた報酬の平均を出し(残業など非固定的賃金含む)、従前との標準報酬月額と2等級以上の差が生じた場合、月額変更届の提出が必要になります。

届出が遅れると、遡って徴収または還付(充当)になるため、徴収となると本人からも徴収、会社も遡った分が一度に引落しになるため、その月の引落し額が多くなります。改定があった場合は注意して下さい。

月額変更届の提出には、役員の方は議事録の写しと賃金台帳、役員以外で大幅に(5等級以上)変わる方若しくは遡っての手続きになる場合は、出勤簿と賃金台帳が必要になります。

### 賞与を支払ったら賞与支払届の提出をお願いします

賞与を支払ったら、所轄の年金事務所へ賞与支払届を忘れないよう提出して下さい。社員の方から賞与に係る健康保険料・厚生年金保険料を控除し、届出を失念、2年を経過すると時効になり、保険料の納付が原則できません。将来もらう年金額にも影響します。

## 《事務所トピック!》

7月19日、20日と2日間にかけて籠原夏祭りが開催されます。熊谷事務所では、7月20日の金曜日に初めて夏祭りに参加します。今から準備して、あつつい籠原駅北口駅前でも熱く盛り上がりつつあります。お時間ある方は、是非籠原駅北口に来て、お声かけくださいね～!待っていますよ!

